

公共事業再評価調書（再々評価）

所管課：道路街路課

1 事業概要  (整備目的)	事業名：都市計画道路3・2・10号豊見城中央線外1線街路事業		前再評価年度：平成21年度		
	事業種別：街路事業	事業主体：沖縄県		(H12～H23)	
	事業箇所：豊見城市	根拠法令：都市計画法		事業期間：H12～H28	
	総事業費(百万円)	(6,295) 6,681	費用内訳：補助 9/10	(L=590m W=30m) 事業量：L=590m W=30m	
当該路線は、豊見城市中心部と那覇市を連結し、豊見城市の骨格を形成する幹線街路として重要な路線である。しかし、現道は幅員が狭く、また、豊見城市を含め南部圏域から那覇都心部への流入路線となっており、交通が集中し交通渋滞が慢性化している状況である。 そのため、道路拡幅改良し交通渋滞の緩和と安全で快適な歩行者空間の形成を図るものである。					
1-2 前再評価以降の計画変更	事業期間の変更及び事業費の変更を行った。				
2 再評価該当項目	<input checked="" type="checkbox"/> ① 再評価後一定期間（5年）を経過 <input type="checkbox"/> ② 事業の中止 <input type="checkbox"/> ③ その他（ ）				
3 再評価に至った主な要因 (具体的理由)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 用地取得の困難 <input type="checkbox"/> ② 調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③ 事業の拡大 <input type="checkbox"/> ④ 予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤ 手続き・法令の問題 <input checked="" type="checkbox"/> ⑥ 他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦ 整備効果の問題 <input type="checkbox"/> ⑧ 当初計画が長期間 <input type="checkbox"/> ⑨ その他（ ） ・事業区間の終点側の地権者が、補償額や補償内容に対する不満を示しており、用地取得が難航している。 ・現道路内にはさまざまな占用物(埋設物)が存在しており、拡幅工事によりこれらの占用物に関して、占用管理者との移設協議に時間を要したため。				
4 事業の進捗状況 (H26.3末時点)	項目	事業費(百万円)	整備(㎡)	換算整備延長(m)	用地取得(千㎡)
	計画	6,681	24,586.0	590.0	11.4
	実施済	6,375	13,127.0	315.0	11.3
	率	95%	53%	53%	99%
4-2 前再評価以降の主な進捗	・一般国道329号との交差点付近に難航地権者がいたが、任意交渉で用地買収を行った。 ・用地買収箇所について、歩道整備を行った。				
5 事業効果の評価指標  (検討年 50年) (基準年 H26) (単位:百万円)	① 走行時間短縮 ② 走行経費低減 ③ 交通事故減少	117,900 8,900 -1,200	① 事業費 ② 維持管理費	23,100 300	
	総便益	125,600	総費用	23,400	
	基準年換算(B)	51,400	基準年換算(C)	28,100	
	費用便益比(B/C) = 51400 / 28100 = 1.8				
6 事業を巡る状況の変化 (前再評価以降)	① 社会・経済： <ul style="list-style-type: none"> <li>・国勢調査より、豊見城市は平成2年から人口が増加傾向にある。</li> <li>・当該路線の沿線付近において、平成27年4月に新たな小学校(豊見城市立ゆたか小学校)の開校が予定されており、現在開校へ向け工事中である。</li> <li>・当該路線の沿線付近において、市施行区画整理事業が予定されている。(平成23年8月都市計画決定済)</li> <li>・豊見城市新庁舎の移転候補地として、当該路線の沿線付近が選定されている。</li> <li>・全国の市を対象に集計された「全都市/成長力ランキング」においても、平成18年、22年、24年、25年に1位となっている。</li> </ul> ② 地元・自治体： <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年6月に、豊見城市より早期整備の要請がある。</li> </ul> ③ 利害関係者： <ul style="list-style-type: none"> <li>・一部難航している地権者がおり、任意交渉と平行して土地収用法に基づく取得の作業を進めている。</li> </ul>				
7 事業の必要性・効率性	① 事業の必要性・緊急性・有効性など： <p>当該路線の沿線付近においては、商業施設や小学校、高等学校があるが、現道の歩道幅員が狭小な状況で危険であるため、快適な歩行空間の形成を図る必要がある。</p> <p>また当該路線は事業中の他工区を含め交通渋滞が慢性化しており、地域の経済活動の支障となっている。そのため、当該路線の整備を早急に進めることにより、那覇空港自動車道や他の幹線道路への円滑な移動確保による渋滞緩和を図る必要がある。</p> ② 事業の効率性(代替案等の可能性やコスト削減)： <p>当該事業区間には、一部補償交渉が難航している地権者がいるが、任意交渉と平行し土地収用法に基づく取得の作業を進めており、平成25年度末には事業の進捗率が用地取得ペースで99%となっていることから、現計画の推進を図ることが効率的である。</p> ③ 事業効果の発現状況： <p>用地取得済み箇所から歩道及び車道の整備を行っており、歩道が拡幅された箇所に関しては、安全な歩行空間が確保されている。</p>				
8 今後の対応・見直し	① 事業計画等：現計画どおり事業を進め、平成28年度の完成を目指す。 ② 対住民関係：難航用地については、土地収用法に基づく取得の作業を進めながら、平行して任意交渉も行っていく。 ③ 執行体制等：現体制で取り組む。				
9 対応方針	<input checked="" type="checkbox"/> ① 事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> ② 事業継続(見直し) <input type="checkbox"/> ③ 事業の中止				
10 その他 (前再評価での主な意見等)	・事業費が90%以上投入されているのに効果が発現されていない。土地収用法に関する問題解決に向けた内規や基準を定め、事業効果の発現に影響を及ぼす箇所の見極めを図り、計画期間内での事業を収めていただきたい。				

\* 1事業概要の上段( )は前再評価時点の計画